

○西海市企業立地奨励条例施行規則

平成20年3月28日西海市規則第36号

西海市企業立地奨励条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西海市企業立地奨励条例（平成20年西海市条例第8号。以下「条例」という。）第13条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 条例第2条第1号イに規定する製造業の用に供する工場とは、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号。以下「産業分類」という。）による大分類F製造業の用に供する施設とする。

2 条例第2条第1号ロに規定する、その他市長が特に本市経済の発展に寄与すると認める事業で、公害発生及び公序良俗に反するおそれのない事業所とは、産業分類による小分類番号811の自然科学研究所及び別表1に掲げる産業分野に係る事業の用に供する施設とする。

3 条例第2条第3号及び第4号の規定により業種が異なるか同一であるかについては、産業分類の小分類が異なるか同一であるかをもって認めるものとする。

(指定申請の手続)

第3条 条例第7条第1項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、その要件を満たすこととなった日から30日以内（ただし、当該期日までに提出することが困難な特別の事情があると市長が認めるときは、市長が別に定める日まで）に指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要説明書（様式第2号）
- (2) 施設整備計画書（対象施設を賃借により設置する場合は、賃貸借契約に係る物件の仕様書）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定審査決定通知)

第4条 市長は、条例第7条第2項の規定による審査の結果については、当該申請者に対して指定審査決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（固定資産税の課税免除申請）

第5条 条例第3条第1号に規定する固定資産税の課税の免除を受けようとする者は、西海市税条例（平成17年西海市条例第56号）第54条の2第3項の規定により、申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による課税免除申請書により、課税免除することが適当と認めるときは、固定資産税課税免除決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第6条 条例第3条第2号に規定する奨励金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、奨励金交付申請書（様式第6号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用奨励金 当該事業所の操業日から1年と60日を経過した日（その日が1月から3月までに属するときは、その年の4月1日）以降3月を経過するまでの期間
- (2) 用地取得奨励金 当該事業所の操業日から1年と60日を経過した日（その日が1月から3月までに属するときは、その年の4月1日）以降3月を経過するまでの期間
- (3) 施設整備奨励金 当該事業所の操業日から1年と60日を経過した日（その日が1月から3月までに属するときは、その年の4月1日）以降3月を経過するまでの期間
- (4) 輸送コスト軽減奨励金 当該事業所の操業日の翌年度以降、各年度に交付を受けようとする当該年度の操業日に相当する日から60日を経過した日以降3月を経過するまでの期間
- (5) 技術研修支援奨励金 当該事業所の操業日の翌年度以降、各年度に交付を受けようとする当該年度の操業日に相当する日から60日を経過した日以降3月を経過するまでの期間

(6) 技術指導者招聘奨励金 当該事業所の操業日の翌年度以降、各年度に交付を受けようとする当該年度の操業日に相当する日から60日を経過した日以降3月を経過するまでの期間

(7) 住宅整備奨励金 住宅の建設が完了した日（その日が1月から3月までに属するときは、その年の4月1日）から3月を経過するまでの期間

2 市長は、前項の規定による奨励金交付申請書が提出され、奨励金の交付が適当と認めるときは、奨励金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第7条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者が、奨励金の請求をするときは、交付決定通知を受け取った日から30日以内に奨励金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（普通財産の貸付料の減額申請）

第8条 条例第3条第3号に規定する普通財産の貸付料の減額を受けようとする者は、指定の通知を受けた日から30日以内に、普通財産貸付料減額申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、普通財産貸付料減額決定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更等の届出）

第9条 指定事業者は、指定の通知があった後に第3条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、指定申請事項変更届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、第5条第2項、第6条第2項又は第8条第2項の規定による奨励措置の決定の通知があった後に、第5条第1項、第6条第1項又は第8条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、奨励措置決定事項変更届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（変更事項の承認）

第10条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により変更届書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、変更を承認するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、指定事項変更承認通知

書（様式第13号）又は奨励措置決定事項変更承認通知書（様式第14号）により、当該指定事業者に対し通知するものとする。

（その他の届出）

第11条 指定事業者は、その事業について次の各号いずれかに該当する場合には、遅滞なく当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1） 操業を開始したとき 操業開始届（様式第15号）

（2） 事業を休止（廃止）したとき 事業休止（廃止）届（様式第16号）

（指定の取消し）

第12条 市長は、条例第9条の規定により指定の取消しをするときは、指定取消決定通知書（様式第17号）により通知しなければならない。

（奨励金等の返還命令）

第13条 条例第10条の規定により、奨励金等の返還を命ずる場合は、奨励金返還命令書（様式第18号の1）、固定資産税納付命令書（様式第18号の2）、及び普通財産貸付料納付命令書（様式第18号の3）により行うものとする。

（地位の継承に係る承認）

第14条 条例第11条の規定により指定事業者の地位を継承しようとする者は、事業継承承認願（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（1） 継承の事実を証明する書類

（2） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の承認願を受理した場合は、これを審査し、相当と認めるときは、事業継承承認通知書（様式第20号）により通知するものとする。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（西海市工場等設置奨励条例施行規則の廃止）

第2条 西海市工場等設置奨励条例施行規則（平成17年西海市規則第133号）は廃止する。

(西海市税条例施行規則の一部改正)

第3条 西海市税条例施行規則(平成17年西海市規則第50号)第14条を次のように改正する。

(次のよう略)

第4条 西海市税条例施行規則様式第56号を次のように改正する。

(次のよう略)

別表1 (第2条関係)

- | |
|-----------------------|
| (1) 情報・通信関連分野 |
| (2) 新製造技術関連分野 |
| (3) 流通・物流関連分野 |
| (4) ビジネス支援関連分野 |
| (5) 海洋開発関連分野 |
| (6) バイオテクノロジー関連分野 |
| (7) 航空・宇宙(民需)関連分野 |
| (8) 新エネルギー・省エネルギー関連分野 |
| (9) 農業・陸上養殖業関連分野 |

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

西海市長 様

申請者 住 所

法人名 印

代表者名 印

指定申請書

西海市企業立地奨励条例第7条第1項の規定により、指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

施設の種別	工場・その他事業所（ ）		
設置場所	西海市	町	郷 番地
区分	新設・増設・移設	工事発注日 (賃貸借契約日)	年 月 日
操業開始(予定)日	年 月 日		
投資額	土地	所有・借地	円
	家屋	所有・借家	円
	償却資産		円
従業員雇用予定	総数： 人	新規雇用従業員	人
		うち短時間労働者	人
		新規学卒雇用従業員	人
		うち短時間労働者	人
		その他従業員（短時間労働者を含む）	人

添付書類

- (1) 事業概要説明書
- (2) 法人の登記事項全部証明書又は住民票の写し
- (3) 法人の定款又はこれに準ずるもの
- (4) 生産工程の概要（図表等）
- (5) 対象施設の用地及び建物の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 対象施設の土地の登記事項証明書
- (7) 対象施設の建設工事契約書の写し
- (8) 対象施設の設計図面等
- (9) 対象施設の建築に係る確認済み証の写し
- (10) 償却資産の購入に係る見積書又は契約書及び明細書
- (11) 過去2年間の貸借対照表及び損益計算書

※添付書類のうち(4)～(11)は指示に従って添付すること。

様式第2号（第3条関係）

事業概要説明書

1 会社の概要

〔1〕 会社の沿革と現況

〔2〕 既設事業所及び所在地、名称、生産品目〔事業品目〕及び従業員数

本社・工場

名称

〔3〕 資本金 円

2 事業所新・増・移設計画

〔1〕 事業所の所在地・名称

所在地 西海市 町 郷 番地

名称 事業所配置図 別添

〔2〕 投下資金調達計画 単位：千円

調達区分	調達予定額	申請日までの 調達済額	備考
社内留保			
増資			
借入金			
計			

〔3〕 投下固定資産明細

投下固定資産名		数量	[千円] 取得(予定)価格	備考
土地				
建物				
構築物				
機械				
器具 備品	事務機器等			
合計				

注：土地・建物が賃貸の場合は賃貸料〔月額〕を記入し、貸主名を備考欄へ記入のこと。

〔4〕 従業員雇用計画表

単位：人

新設〔増設・移設〕に伴う所要従業員			充足方法		採用完了年月日
業務 部門	従事業務内容	所要総人数	配置替等 内部充足	新規採用 〔予定〕	〔予定〕
計					

備考：最終雇用予定数を記入すること。

[5] 事業計画

単位：百万円

事業名 〔製品名〕	現有能力	増加能力 〔予定〕	合計	過去2ヶ年の年間 売上額〔生産額〕		新設〔増・移設〕後 2ヶ年の年間売上見込額		主要取引先
				年	年	年	年	
合計								

[6] 事業収支見込

単位：百万円

	直近期末	1年後	2年後	備考
売上高				
売上原価				
売上利益				
販売管理費				
営業利益				
営業外収益				
営業外費用				
経常利益				

[7] 事業所の施設内容の説明

建築面積

構造

内部

[8] 公害の未然防止についての説明

イ 騒音について

工場の敷地境界で デシベル以下である

ロ その他

a 廃液等の処理

b 産業廃棄物の処理

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

西海市長 様

申請者 住 所

法人名

印

代表者名

印

誓 約 書

私は、下記の項目を遵守することを誓約します。

記

- 1 公害の防止施設を適切かつ十分に施行し、公害の未然防止に努めること。
- 2 市が行う公害の防止に必要な資料提出の要請、調査及び行政指導について積極的に協力すること。
- 3 万一、公害を発生させた場合は、誠意を持って速やかに措置すること。

様

指定審査決定通知書

年 月 日付で申請のあった企業立地の奨励措置に係る指定については、審査の結果、下記のとおり決定します。

年 月 日

西海市長

記

指定の適否		適 ・ 否
指定事業者	法人名	
	所在地	
対象施設	種別	工場・その他事業所
	所在地	西海市 町 郷 番地
指定の条件又は指定しない理由		

様式第5号（第5条関係）

西海市指令 第 号

様

固定資産税課税免除決定通知書

年 月 日付で申請のあった固定資産税の課税免除については、下記のとおり決定します。

年 月 日

西海市長

記

- 1 対象施設の名称
- 2 課税免除の期間
- 3 課税免除の条件等

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

西海市長 様

申請者 住 所

法人名 印

代表者名 印

奨励金交付申請書

西海市企業立地奨励条例第3条第2号に規定する奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

指定の年月日及び番号	年 月 日付 西海市指令 第 号
対象施設	種別 工場・その他事業所
	所在地 西海市 町 郷 番地
操業開始日	年 月 日
交付を受けようとする奨励金の合計額	_____ 円
添付書類 (※交付を受けようとする奨励金の番号を丸で囲んでください。)	(1) 雇用奨励金積算基礎 (2) 用地取得奨励金積算基礎 (3) 施設整備奨励金積算基礎 (4) 輸送コスト軽減奨励金積算基礎 (5) 技術研修支援奨励金積算基礎 (6) 技術指導者招聘奨励金積算基礎 (7) 住宅整備奨励金積算基礎

雇用奨励金積算基礎

	総数	男性	女性
新規雇用従業員 (短時間労働者を除く。)			
上記短時間労働者			
新規学卒雇用従業員 (短時間労働者を除く。)			
上記短時間労働者			

氏名	職種	生年月日	採用年月日	住所	週所定労働時間 数

添付書類（他奨励金と重複する添付書類については省略することができる。）

- (1) 雇用保険被保険者を証する書類及び引き続き1年以上雇用していることが確認できる書類
- (2) 本市内に1年以上住所を有していることが確認できる書類

用地取得奨励金積算基礎

投下固定資産額	家屋	円
	償却資産	円
	その他	円
	合計	円 ※合計額が1億円以上となること。
取得用地	取得面積	m ²
	取得費用	円

添付書類（他奨励金と重複する添付書類については省略することができる。）

- (1) 投下固定資産額が確認できる書類
- (2) 取得用地内容が確認できる書類

施設整備奨励金積算基礎

投下固定資産額	家屋	円
	償却資産	円
	その他	円
	合計	円 ※合計額が1億円以上となること。
取得用地	取得面積	m ²
申請時従業員数	週所定労働時間 30時間以上の従業員	人

添付書類（他奨励金と重複する添付書類については省略することができる。）

- (1) 投下固定資産額が確認できる書類
- (2) 申請時従業員数が確認できる書類

輸送コスト軽減奨励金積算基礎

投下固定資産額		家屋	円
		償却資産	円
		その他	円
		合計	円 ※合計額が1億円以上となること。
取得用地		取得面積	m ²
輸送費	社内 輸送	西彼杵道路通行料計 (大串IC ⇔ 指方IC)	円
		西九州自動車道通行料計 (大塔IC ⇔ 武雄南IC)	円
		合計	円
	社外 輸送	事業者名 ()	円
		事業者名 ()	円
		合計	円
	合計	社内・社外輸送合計	円

添付書類（他奨励金と重複する添付書類については省略することができる。）

- (1) 投下固定資産額が確認できる書類
- (2) 有料通行料が確認できる書類
- (3) 運送業者への支払いが確認できる書類

技術研修支援奨励金積算基礎

投下固定資産額	家屋	円
	償却資産	円
	その他	円
	合計	円 ※合計額が1億円以上となること。
取得用地	取得面積	m ²
研修期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
研修内容		
研修地		
人数		人
交通費 (事業所・研修 施設間に係る交 通費は1回のみ とする。)	飛行機	円
	電車	円
	バス	円
	その他	円
	合計	円
宿泊日数	日 × 人 =	日

添付書類（他奨励金と重複する添付書類については省略することができる。）

- (1) 研修内容（研修資料等）が確認できる書類
- (2) 研修参加人数が確認できる書類
- (3) 交通費の金額が確認できる書類
- (4) 宿泊日数が確認できる書類

技術指導者招聘奨励金積算基礎

投下固定資産額	家屋	円
	償却資産	円
	その他	円
	合計	円 ※合計額が1億円以上となること。
取得用地	取得面積	m ²
指導期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
指導内容		
指導者人数	人	
交通費 (派遣元・事業 所間に係る交通 費は1回のみと する。)	飛行機	円
	電車	円
	バス	円
	その他	円
	合計	円
宿泊日数	日 × 人 = 日	

添付書類（他奨励金と重複する添付書類については省略することができる。）

- (1) 指導内容が確認できる書類
- (2) 指導者人数が確認できる書類
- (3) 交通費の金額が確認できる書類
- (4) 宿泊日数が確認できる書類

住宅整備奨励金積算基礎

投下固定資産額	家屋	円
	償却資産	円
	その他	円
	合計	円 ※合計額が1億円以上となること。
取得用地	取得面積	m ²
入居者	氏名	
	前住所	
	家族構成	
建設費用		円
建設業者名		

添付書類（他奨励金と重複する添付書類については省略することができる。）

- (1) 投下固定資産額が確認できる書類
- (2) 西海市に住所を移したことが確認できる書類（住民票等）
- (3) 建設費用を確認できる書類
- (4) 建設業者を確認できる書類
- (5) 誓約書

誓約書

私は、以下の事項を厳守することを、ここにお誓い致します。万が一違反した場合、住宅整備奨励金を全額返還致します。

記

1. 職員住宅以外の目的に使用しないこと。
2. 市に無断で売却しないこと。
3. 市に無断で貸出しないこと。

以上

西海市長 様

年 月 日

住 所

法人名

代表者名

印

様

奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった奨励金の交付については、下記のとおり決定します。

年 月 日

西海市長

記

1	交付決定額	金	円
	(内 訳)		
	雇用奨励金		円
	用地取得奨励金		円
	施設整備奨励金		円
	輸送コスト軽減奨励金		円
	技術研修支援奨励金		円
	技術指導者招聘奨励金		円
	住宅整備奨励金		円

2 交付の条件等

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

西海市長 様

申請者 住 所

法人名

印

代表者名

印

奨励金交付請求書

年 月 日付西海市指令 第 号で交付決定通知のあった奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

振込指定口座

(1) 金融機関名	銀行・農協・郵便局 支店
(2) 預金種別	普通・当座
(3) 口座番号	
(4) ふりがな 口座名義	

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

西海市長 様

申請者 住 所

法人名

印

代表者名

印

普通財産貸付料減額申請書

西海市企業立地奨励条例第3条第3号に規定する普通財産の貸付料の減額を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

指定の年月日及び番号		年 月 日付 西海市指令 第 号
対象施設	種別	工場・その他事業所
	所在地	西海市 町 郷 番地
貸付料の減額を受けようとする 普通財産の概要		名称：
		契約日：
		契約期間：
		貸付料：
添付書類		(1) 当該普通財産の賃貸借契約書

様

普通財産貸付料減額決定通知書

年 月 日付で申請のあった普通財産貸付料の減額については、下記のとおり決定します。

年 月 日

西海市長

記

1 貸付料を減額する期間並びにその額

減額する期間	減額する額
年 月 日から 年 月 日まで	円（全額）
年 月 日から 年 月 日まで	円（2分の1以内）

2 決定の条件等

様式第11号（第9条関係）

年 月 日

西海市長 様

申請者 住 所

法人名 印

代表者名 印

指定申請事項変更届出書

年 月 日付で指定申請した事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

対象施設	種別	工場・その他事業所		
	所在地	西海市	町	郷 番地
変更事項		【変更前】	【変更後】	
変更年月日		年	月	日
変更理由				
添付書類				

備考：変更を証する書類を添付すること。

様式第12号（第9条関係）

年 月 日

西海市長 様

申請者 住 所

法人名

印

代表者名

印

奨励措置決定事項変更届出書

年 月 日付で申請した事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

対象施設	種別	工場・その他事業所		
	所在地	西海市	町	郷 番地
対象となる奨励措置		固定資産税の課税免除・奨励金の交付・普通財産の貸付料減額		
変更事項		【変更前】	【変更後】	
変更年月日		年 月 日		
変更理由				
添付書類				

備考：変更を証する書類を添付すること。

様式第13号（第10条関係）

西海市指令 第 号

様

指定事項変更承認通知書

年 月 日付で届出のあった指定申請事項の変更については、承認
します。

年 月 日

西海市長

様式第14号（第10条関係）

西海市指令 第 号

様

奨励措置決定事項変更承認通知書

年 月 日付で届出のあった奨励措置に関する申請事項の変更については、承認します。

年 月 日

西海市長

様式第15号（第11条関係）

年 月 日

西海市長 様

申請者 住 所
法人名
代表者名

印
印

操業開始届

年 月 日付で指定申請した事業所等について操業を開始したので、西海市企業立地奨励条例施行規則第 11 条第 1 号の規定により届けます。

記

- 1 対象施設の名称及び所在地
- 2 操業開始年月日

様式第16号（第11条関係）

年 月 日

西海市長 様

申請者 住 所

法人名

印

代表者名

印

事業休止（廃止）届

年 月 日付で指定を受けた事業所等について事業を休止（廃止）したので、西海市企業立地奨励条例施行規則第 11 条第 2 号の規定により届けます。

記

- 1 事業所等の名称及び所在地
- 2 事業休止（廃止）年月日
- 3 事業休止（廃止）の理由
- 4 事業休止（廃止）の措置

様

指定取消決定通知書

西海市企業立地奨励条例第9条の規定により、下記の指定を取り消します。

年 月 日

西海市長

記

指定の年月日及び番号		年 月 日付西海市指令 第 号
指定事業者	法人名	
	所在地	
対象施設	種別	工場・その他事業所
	所在地	西海市 町 郷 番地
取消し事由		(西海市企業立地奨励条例第9条第 号に該当)

様

奨励金返還命令書

年 月 日付西海市指令 第 号で交付決定の通知をした奨励金
について、西海市企業立地奨励条例第10条の規定により、この命令の交付の日
から 年 月 日までの間に、下記のとおり返還することを命じます。

年 月 日

西海市長

記

1 返還すべき額 円

2 返還方法

様

固定資産税納付命令書

年 月 日付西海市指令 第 号をもって課税免除した固定資産税について、西海市企業立地奨励条例第10条の規定により、この命令の交付の日から 年 月 日までの間に、下記のとおり納付することを命じます。

年 月 日

西海市長

記

1 納付すべき額 円

2 納付方法

様

普通財産貸付料納付命令書

年 月 日付西海市指令 第 号で減額の決定通知をした普通財産貸付料について、西海市企業立地奨励条例第10条の規定により、この命令の交付の日から 年 月 日までの間に、既に減額した普通財産貸付料を下記のとおり納付することを命じます。

年 月 日

西海市長

記

1 納付すべき額 円

2 納付方法

様式第19号（第14条関係）

年 月 日

西海市長 様

申請者 住 所

法人名

印

代表者名

印

事業継承承認願

西海市企業立地奨励条例第11条の規定により、下記の指定事業者の事業を継承しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

指定の年月日及び番号		年 月 日西海市指令 第 号
指定事業者	法人名	
	所在地	
対象施設	種別	工場・その他事業所
	所在地	西海市 町 郷 番地
継承	年月日	年 月 日
	事由	相続・営業譲渡・合併・分割・その他 ()

備考：継承の事実を証する書類を添付すること。

様式第20号（第14条関係）

西海市指令 第 号

様

事業継承承認通知書

年 月 日付で届出のあった事業の継承については、これを承認します。

年 月 日

西海市長